

保健室からのお知らせ

学校における健康管理について



1. 保健室利用について

- (1) 保健室での休養は原則1時間(50分)とし、「届出欠課」の扱いとなります。
- (2) 早退は安全管理のため、担任や養護教諭が保護者・成人の家族と連絡が取れた場合のみ許可いたします。
- (3) 通院・健診等で、途中から早退する場合は、事前にクラス担任へお申し出ください。
*保健室から早退許可証は発行いたしません(忌引きに関しても同様です。担任へご連絡をお願いします)。
- (4) 内服薬の投薬等はいりません。(個々の体質やアレルギーによる副作用を防ぐための措置です。必要がある場合は、飲み慣れた薬を、各家庭より持参させてください。
- (5) 応急手当は、学校管理下でのけがに限り、受傷当日のみ行います。翌日以降は各家庭にてご対応下さい。
- (6) 負傷・体調不良等で早退した場合は、翌日以降にその後の様子をお知らせください。
- (7) 女生徒へ・・・生理用品は学校(保健室、サポートルーム)にも用意しています。ご利用ください。

2. 学校感染症 **※別紙参照**

- (1) 学校感染症にかかっている場合・疑いがある場合は「出席停止」になります。(学校保健安全法第19条)
※学校感染症とは: 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳など学校保健安全法に定められた感染症です。
- (2) その他感染症は、地域の流行状況により学校医・管理者と相談して出席停止にするかその都度判断します。
- (3) 学校感染症に罹患した場合、下記の書類を登校時に提出をお願いします。

- | |
|--|
| <p>①学校感染症第二種の麻疹・風疹・結核・髄膜炎菌性髄膜炎: 医療機関発行の「治癒証明書」。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none">●本校様式「罹患証明書」●「処方薬の説明書コピー」 <p>③それ以外の学校感染症</p> <ul style="list-style-type: none">●本校様式「学校感染症治癒証明書(保護者記入)」●「処方薬の説明書コピー」 (または ●治癒確認日の「領収書コピー」) |
|--|

- (4) 原則、診断書の提出は不要ですが診断名によっては提出をお願いすることがあります。

3. ケガの保険について(独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度)

学校管理下(授業中・休み時間・部活動・学校行事・合宿・登下校)等の負傷により医療機関を受診した際の療養に要する費用が5,000円以上(健康保険証を使用して1500円以上)は、災害共済給付申請手続を行います。給付基準がありますのでご確認ください。(新入生オリエンテーション時に詳細資料配布済)

*災害共済給付掛金860円は、4月の校納金に含まれています。

【申請手続きの流れ】

- ①申請書類を学校の保健室から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療報酬点数等の証明を受けます。
- ②学校は上記①を含む請求に必要な書類を日本スポーツ振興センター担当部署へ提出します。
- ③センター担当部署において審査の上、給付金を決定し、県教育委員会を通じて保護者へ支払いします。

4. その他 診察依頼書*、生活管理指導票*については保健室へお問い合わせください。

- (1) 4月から定期健康診断を実施しております。
学校生活を安心・安全に過ごすためにも、全員がもれなく受けるようご家庭のご協力をお願いいたします。
最終的に未検査の場合は各自、医療機関にて自費で検査を受けていただくこととなります。ご了承下さい。
- (2) 学校生活で配慮が必要な生徒や運動制限がある場合は、事前に担任・養護教諭など関係職員へ連絡をお願いします。併せて、学校様式の診察依頼書*または生活管理指導票*の提出をお願いします。